

第7回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成24年2月20日 19:00～21:30
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員17名、事務局
- 4 欠席者 4名
- 5 概要
 - (1) 開会
 - (2) 市民憲章朗唱
 - (3) あいさつ
 - (4) 協議

事務局⇒第6回検討委員会以降の状況について報告

広報検討部会は、地区別学習会での広報の検討を中心に5回開催。住民自治組織検討部会は、2回開催後、各地区まちづくり協議会や区長会にヒアリングを実施。ヒアリングから現状の課題と問題点を抽出し組織の位置付けや構成、行政の支援体制について今後検討を進めたい。

9月6日に議会との意見交換会を広報検討部会の呼びかけで開催。議会基本条例の進捗に合わせ、再度意見交換会を持ちたい。

庁内での検討は、作業部会（監督職級で構成）を11回、幹事会（課長級で構成）を5回、庁内検討委員会（部長級で構成）を2回開催

委員長⇒次に、策定スケジュールについて説明願います。

事務局⇒議会上程を6月としていたが、様々な事情により、9月に。施行時期を平成24年10月から、平成25年4月を目途に調整させていただきたい。

広報検討部会では、市民フォーラムやパブリックコメントの検討もお願いしたい。

住民自治組織検討部会では、制度設計を行いながら8地区への説明をどのように進めるか検討いただきたい。

委員長⇒次に条例原案の修正について、章ごとに検討を進めます。

事務局⇒～ 第1章の修正か所について説明 ～

委員長⇒ご意見をお願いします。

委員⇒市から見れば議会といえば市議会のことだと思うが、議会とだけ言った場合に区議会と混同しないか心配

事務局⇒庁内検討でも同様の意見があったが、議員との意見交換会で「市議会」は「議会」でいいという意見があり、

その意見も踏まえて修正している。

委員⇒地区に区議会があるが、議会と言えば市議会だと思うので特に問題ないと思う。

委員長⇒解説に「市議会を指します」というのを入れれば。

委員⇒そういう決まりがあればいい。

委員⇒「市の政策等に利害関係を有するもの」とは。

事務局⇒ふるさと納税を納めている方のように、市外在住でも、市の政策に意見できるであろうと。

副委員長⇒市外に在住でも、土地などを所有していれば固定資産税を払っている。そういう方はふるさと納税以上に市に意見を言う権利はあるのであってもいいかも知れない。

事務局⇒「政策等に利害関係を有すると市長が認めるもの」とあるが、「等」がどこまで含むのかが非常にデリケートなところがある。例えば入札制度を市の政策として変えようとした時に利害関係を有する市外の業者があり、市民として扱うのかという議論はありました。

その辺りは「市長が認めるもの」という中で解決するしかないということで、枠を広げたために相当な解釈を付けないといけないところが出ている。

委員長⇒いわゆる営業上の利害関係を持つものも全部入ってしまう危険性があることも認識しておかないといけない。それも含めて市民ですと言い出したらきりが無い。

事務局⇒そこは「市長が認めるもの」という判断の中で選別していかないといけない。

委員長⇒事例の中で明らかにしていくということですね。

委員⇒前文の最後に「最高規範」とあるが、議会との意見交換会の時に議論があり、どうなったか。

事務局⇒議員との懇談会で議論はあったが、答えは出ていない。

委員長⇒国の最高規範は憲法で、憲法第8章の4か条を受けた地方自治法に西脇市独自のルールを加えて体系化した規範が西脇市の自治の最高規範ですという説明です。それが西脇市という自治体の自治のルールの最高規範ということです。

では次へ行きますか。

事務局⇒ ～ 第2章の修正か所について説明 ～

委員長⇒ご意見、ご質問はございますか。

委員⇒逐条解説案に市民憲章の説明があるが、無理やり押し込んだような感じもあるので、無理して入れなくてもいいのではないかという気がします。

事務局⇒もう少し説明を加えないと分かりにくいので、解説を全部書いた後に市民憲章をまとめて書くという形でもいいのではないかという意見もありました。

委員⇒参考としてということですね。

事務局⇒それでは、最後に市民憲章の理念を踏まえていますということで書かせていただきたいと思います。

委員⇒第7条の第1項はきつい言葉に感じる。市民全員市政に参画しないといけないという感じになる。

委員長⇒これは原則ではなくて「できます」ですね。

委員⇒市民みんなが当然参画しないといけないというような雰囲気があります。

委員⇒原案は、「市民及び市は」でお互いにやりましょうという感じですが、修正案では市民の方に義務を押し付けているというとらえ方を市民はされるのではないか。参画という言葉の意味がそうになっているのは分ります。

副委員長⇒市民は市政に参画する権利があるということが書いてあるのですね。

委員⇒参画することが原則だから参画しないといけないとなる可能性はある。私たちが心配するのは、基本条例をつくって市民に何か押し付けようとしているのではないかという雰囲気が強いことです、分からない人の中では。それは避けたい気がします。

委員⇒特にこの修正案はそういう感じがします。

副委員長⇒何かいい案はありませんか。

事務局⇒第4条から第7条は、基本原則ということで、全て末尾を「原則とします」に統一しています。

副委員長⇒第19条に市民の権利を規定し、「市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します」と謳っているので、第7条第1項を分けて市民だけ別に規定する必要があるかどうか。しかも第7条は「参画することを原則とします。」で第19条は「参画する権利を有します」で意味が違う。なくてもいいような気がします。

委員長⇒第1項は市民の行政への参画だけを言っていますが行政が市民社会あるいは市民公益活動にも参画していくということも考えないといけないわけでしょう。

そうすると、第19条で市民の権利を謳っているので、第7条では、行政も市民も相互乗り入れするということを書かないといけない。

第2項はお互いに協働することになっているから

いいが、第1項の参画もお互いの参画ではないのか。
むしろ原案の方がよかったのではないか。

事務局⇒そうだと、定義の参画の意味をどうすればいいか。

委員⇒市は確かに今まで市民の参画をあまり求めずにやっていたが、今回は、市民参画をできるだけしてもらいますということになった。ただ、市も市民と協働で色々なことを計画していくのだから、その辺をもう少しうまく伝えないといけない。これだと、それこそ市民だけが義務を負っているという感じがするので。市も参画を受けて協働で作業するという事はないのですか。

委員長⇒用語解説の参画の注釈にも関わる問題ですが、これは決断だと思うのです。本来、西脇市自治基本条例の立場的に言うと、参画は、市民が行政の各プロセスに関わることを意味します。協働は、市民と行政がお互いに相互乗り入れすると言っていますが、実害はありません。参画しなければ協働できないというのははっきりしているから。それを頭の中に入れて、後の条文ではどうかということを見る方が早いかもしれません。

事務局⇒ ～ 第3章の修正か所について説明 ～

委員長⇒何かお気づきの点、あるいはご意見等ございますか。

副委員長⇒第10条第2項はむしろ広げたと解釈していいのか。原案では、情報を出す団体を認証するとなっていたが、修正案では認証手続きがなく一定の手続を経れば色々な市民団体に出せると読んでいいのか。

事務局⇒ここでの団体は、区長会や民生委員、自主防災組織を想定しています。

副委員長⇒それを認証ではなく、手続を経れば出せると、可能性として膨らませているというふうに読んでいいのか。

事務局⇒手続的にはそうです。

委員⇒ただ住民同士の交流等がなくなったということですね。

事務局⇒交流について個人情報を提供するのはどうかという意見があり、確かにそれはどうかと。

委員⇒私は、耳の聞こえない人に情報を提供する活動をしています。耳の聞こえない人で手帳をもらっている人の情報を欲しいと言ってもそれは、プライバシーなので出せませんと言われるようで、そういう人のお手伝いがしたいと思ってもそういう人がどこにいらっしゃるかわからなかったらできないのです。例えば、そういう時にこの条例は使えるようになるのでしょうか。

- 事務局⇒基本的に個人情報提供については本人の同意を前提にしていますので、そういう活動について障害のある方に説明して、情報提供してもいいですかという確認を取ればできると思います。
- 委員⇒私たちがこういうことをしますから、そういう方に情報を知らせていただきたいと頼めばしていただける。
- 事務局⇒今まで十分なまちづくり団体の情報収集ができていなかったの、活動されている方の情報をまとめようという思いを持っています。それを障害のある方が見られればそういう団体に自分が助けて欲しいと直接言えるような仕組みはないのかとそういうことに来年度取り組もうと思っています。
- 委員長⇒他はよろしいですか。それでは次に進みます。
- 事務局⇒～ 第4章の修正か所について説明 ～
- 委員長⇒ご意見・ご質問等ありますか。
- 委員⇒完全に市が、ガードを固めたような修正になっている。
- 委員⇒第13条の「緊急を要する場合等」の「等」は。
- 事務局⇒「等」については、一つは、緊急で意見を聴くことにより対応が間に合わなくなる場合と、もう一つは法令等により一定の基準が設けられているものです。
- 副委員長⇒「執行機関」を全部「市」に変えてあり、議会も含める方がいいのではということだと思うが、これは意図的に全部議会も含めた「市」に変えているということですね。
- 事務局⇒庁内の議論でこれは議会も含めるべきではないかという意見が出てきたものは修正していますが最終的に確認が必要だと考えています。
- 副委員長⇒第13条第2項は意味が変わってしまっているような気がする。そもそもとにかく色々な多様な方法で考えつく限り全てという感じだったのをこの「等のうち適切な」と修正するのは正しいか。
- 委員長⇒これだと一つだけやればいいということになるのでは。
- 事務局⇒原案では、ここに書かれているもの全部しないといけないのではないかという意見があり、このうちの必要なものという意味で、一つに限定するのではなく、必要なものやっていくという意味で修正したところです。
- 委員⇒原案は複数の方法で実施するというふうにとれます。
- 事務局⇒複数というよりも「等多様な方法」というのが全部というふうに読まれないかということです。
- 委員⇒市がこれはダメだという判断をしますよね。その時に

市及び議会とした時主体があいまいにならないか。市の機関だけではなくて、議会もそう判断されるのかという問題があると思います。一々お伺いを立ててしますかということになりませんか。

委員⇒ここは問題が多い項目だと思いますので、もう少し検討が必要なのではないのでしょうか。

委員長⇒では次の章に入ります。

事務局⇒～ 第5章の修正か所について説明 ～

委員長⇒ご意見ありますでしょうか。

これは、常設型ではなくて個別設置型で、条文として入っていますが、地方自治法上の制度をそのまま説明しているだけのことです。ただ、原案では、50分の1以上の者の連署請求があった場合、首長に議会提出義務を課していたのですが修正案では、議会への提出義務がありません。

委員⇒対象が誰かが抜けてしまったのですが、それぞれの事案に応じて別に定めるとなると、この場合にはこういう人を対象にするということを決めるということでしょうか。内部では決めていると。

事務局⇒いいえ。どういう項目に関する住民投票かによって、未成年者や定住外国人の方の意見も聴かないといけないということが異なると思うので、その中で議論して決めていくという形になります。

委員⇒これだと、別に定めないといけないのか。

委員長⇒請求が出る度にその都度条例をつくります。

副委員長⇒投票する人も開票するかしないかもその段階で決めるということになります。

委員⇒事前に決めているわけではないのですね。

委員長⇒先ほどの、請求があった場合、首長が反対でも意見を付して議会に提出しないといけないようです。だから請求することができるというのは自動的に議会に議案として出さないといけないということになる。

構造的に言うと、原案の第15条は、地方自治法の枠を超えた未成年者や定住外国人の参加にも十分配慮しなければならないということの特記していた。だから個別の条例をつくる時にその人たちも入れるということ意識しないと駄目ですということで、これが上乘せです。これを一旦外そうという提案です。

副委員長⇒住民投票にも幅があり、税金を上げたり下げたりする場

合ならシビアですが、もう少し広い、あまりシビアでないものもあるので、そういう意味で未成年者が投票してもいいし、それぞれの課題に応じて融通が利くような仕組みでやろうということだと思います。

原案の未成年者や定住外国人については、場合によってはそういうこともあると言っていたのでしょうか。それがなくても個別条例で別に定めればいいことなので。

委員⇒原案の第16条の3項が抜けたのですが、成立しない場合の数の公表は他で決まっているから書かなくていいということでしょうか。

事務局⇒それも個別条例に謳いましょうと。それも性質によって違ってくると思いますので。

委員長⇒だから「その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします」の中に入れてくるわけです。開票するとか、しないとか。

事務局⇒第16条第1項は「市長に請求することができます」で終わっていて、ここで市長の裁量権が発生してしまい、このままでは市長の裁量によることになる。先ほど委員長からありましたように反対だけでも出さなくてはいけないということは規定しなくていいのか。

副委員長⇒地方自治法が優先されるので、出さないといけないですが書いておいた方が分かりやすいですね。

事務局⇒市民の方がこれを見て住民投票の手続の流れを理解できないといけないと考えると、きちんと書いた方がいいと思うので、「この場合市長は議会に提出するものとする」というような条文がなければ、市民の方にとってみると、後どうなるのか不安だと思う。

委員長⇒自治法どおりに書いておいたらどうですか。

事務局⇒その後、先ほどありましたように、「この場合において、市長は住民投票の実施に関する条例を議会に提出しなければなりません」という文を入れます。

委員長⇒それでは、第6章に入ります。

事務局⇒～ 第6章の修正か所について説明 ～

委員⇒「一定のまとまりのある地域内に居住する」という言い方が、そういう言い方をするものなのですか。

事務局⇒庁内の検討委員会でも、この表現に関して、何を言っているのかわからない、結局8地区のことでしょうと。

委員⇒逐条解説には書いてありますが。

委員⇒この条例の中で一番大事な部分でしょう。読み方次第

で、町単位や隣保単位でも「一定のまとまりのある地域」になると思う。それに加えて市の認証を受けないといけないわけですね。

委員⇒別に定めるとありますが、これだけ見ただけではね。

委員⇒市内8地区とするといけないのですか。

事務局⇒想定として、重春地区が南部と北部に分かれて非常に活動がやりにくいということがあり、場合によっては重春の南部地域、北部地域の二つに分かれての活動、もしくは、野村地区と一緒に活動することもあり得るので、そこまで書いていいかということがあります。

事務局⇒この市民自治組織が、一番難しいところで、「居住するすべての個人及び所在する法人その他の団体に構成される」となると、全員が入らないといけない自治組織になる。今の自治会でも、参加しない人もおられる中で、この規定でいけば、市民自治組織をつくろうとしてもつくることのできない、一人でも入らないと言え。そう逆読みできるので、この辺りは区長会のみなさんとも相当議論しないといけない。特に一定の地域ということで7,000人～8,000人単位の全員が入らないといけないとなると、まず不可能な市民自治組織になってしまうので、もう少し緩やかな構成でもいいのかなという思いがあります。

副委員長⇒全員が構成員と書いてありますが、全員が構成員だとみなすということで、それぞれに構成員になるかどうかの確認をするものではなく、あえて「入らない」と言った人も構成員とみなしていくということです。だからサービスは、入る・入らないに関係なくすべての人が受けることができる。今の市役所のサービスを受けることができるのと同じで、そういう理解にしないと、明確にあなたは市民自治協議会の構成員ですよ、違いますよということをして仕分けすると、こういう形は成り立たないという理解でいいと思います。

委員⇒自治会の感覚では、会員は、年会費や区費、協議費をいただいている方という意識があるので、会費を払わない人の参加を認めるのかということになります。

副委員長⇒自治会へは、もちろん会費を払って参加をしていただくけれども、参加されない方もある。ただ、自治会もこの市民自治協議会の中の中心的メンバーとして入って動いていただくことはもちろんですが、ただ協議会のサービ

スに関しては、すべての人が対象になる。実際にはほとんどないから実害はないと思いますけど。

委員長⇒正確に言うと、「居住するすべての人々を対象とした活動を目的とし、その役員等の執行部は個人及び所在する法人その他の団体に構成される一つの自治組織をつくることができます」です。「すべての個人で構成される」というからややこしい。だから、「その地域のすべての人々を対象とした福利厚生、安全等を目的として」と書いて、運営主体は「主として個人及び所在する法人その他の団体に構成される」と二つを分ければ。だから、執行部には自分でやりたいと思う個人も入ることができるのです、もちろん法人も代表が入ってくださいというふうに分けた方が分かりやすい。

そういう論理になってくるでしょう、本当は。サービスを受けるのはすべての人です。加入する、加入しないは関係ないですと。でも役員や評議員にはなりたくない人は強制しませんと。

事務局⇒この条文については、区長会と相当に詰めないと、デリケートな部分があり、今言われた「居住するすべての人々を対象として」と表現を改めるだけでは理解を得られない部分があります。実態としてこれまで自治会運営をされてきた中で、こういう組織が果たして今の組織とどう違ってしまうのか。

特に野村や西脇では区議会制度があり一つの自治体のようなものを構成しています。そして町内会費と別に区費というお金を徴収して運営しています。それを先ほど言われたように改めて全員を対象としたときに区費を払わない人でも、敬老会の食事会に呼ばなければならないのか、サービスを提供するとなると区費を払わない人にも金銭的な支援も発生するということがあり、そういうことが果たしていいのかどうかという細かい議論まであります。だからこの部分はどういう言い回しをすればいいのか困っているところです。

委員⇒もう少しわかりやすい言い方にしないと。

委員⇒それもそうですし、方向性ですね、それが一番難しいところです。

委員⇒市民自治協議会については、市内8地区それぞれに違うので、難しい部分もあると思うが、この部分は区長会などで検討していただいた方がいいと思う。

事務局⇒本音のところをいいますと、屋上屋を架すように思われている。自治会としてはこれまでの経緯経過があって成り立っており、8地区についても経緯経過の中でしっかりした組織づくりができ、まちづくり協議会なども機能してきた。そこで新たにこの組織をつくるとなると今まで自分たちがやってきたことをどう取り扱うのか。例えば、市民自治協議会は条例に位置付けられた組織になるが連合区長会は任意の組織になる。そうなるると今までやってきたことは何だったのかということの説明がまだはっきりとはできない。そういった中で、区長会では市民自治組織の受け入れがまだ十分にできないという状況にあります。

今は、市民自治組織の制度設計をきちんとやって、それを説明し理解してもらわないと、大まかな説明でわかりましたという状況にはなっていません。

委員⇒地区によって、区長会やまちづくり協議会がありそれぞれ活動しているわけです。そこへ市民自治協議会がまた別にできるのは、自分たちがこれまで一生懸命やってきたことは何なのかという思いも出てきます。

委員⇒区長会やまちづくり協議会とは別のもっと強固な活動しやすい組織をつくり直すということの理解を得ないといけない。それが大変なことです。

委員⇒そういう議論もありますが、ここにはいつまでにつくりなさいということは書いてない。将来の方向性が書いてあるだけです。

委員⇒そこに第4項で活動に必要な支援を行うとありここもひっかかってくると思う。

委員⇒むしろそういう方向に発展的に変えていくという思いを持っているが、区長さんがどのように思われるかは分かりません。ただ、将来的にはそういう方向に進むべきではないかということなので、理解を得てそういう方向へ進んでもらえればよいということですか。

委員⇒確かに将来はという形でないと、すぐには無理ですね。

副委員長⇒行政からの提案で、住民自治組織検討部会で制度設計をして説明に回るということでしたが、今の議論は当然のことで、地区に説明するのにこの条文だけでは無理です。

今までの経緯や将来の人口、他の地域の先駆例など、今はいらぬかも知れないが、将来的には必要ではないかという話やこんなメリットがあるとかそういう丁

寧な説明をしないといけない。

ただ、今日のところは自治基本条例の話なので、設置することができるということで回ることができるかどうか。それともどうしてもこの表現は外しておかないと説明のテーブルにもついてもらえないという意見があれば伺いたい。

委員⇒それはないが、丁寧な、我々でも理解できるようなものが必要になると思う。

委員長⇒なぜそんなところで不信感や警戒心を持つのかよく分からない。ここで言っている市民自治協議会は、今のまちづくり協議会そのものがスライドしてもいいのではないかと思っている。今のまちづくり協議会だけでは少し頼りないなど、お金も権限もないし、ただの連合協議体以上のものになれない。けれども、区長会も後継者が出なくなってきたと、このままではまちづくり協議会も壊れてしまうぞと。そういった困ったなということになった時にこの条文にある市民自治協議会に切り替えようというふうに、言ってみれば次の逃げの道、しかも行政がそこに支援するという義務付けまで入っているのだからこの制度に移ってみようかというふうに選択すればいいと思う。

そんなに難しいことを言わなくても、こんなやり方でも今ままで十分やっていけるといいうところはそのままでもいいという議論だったと思います。全市一斉にこの制度を適用するとは言っていませんよね。

事務局⇒区長会という組織とまちづくり協議会という組織と今回できる市民自治組織の関係がきちんと説明でききれないというか。市民自治組織は、区長会がトップにあり、その下にまちづくり協議会という活動団体があるというイメージをしている。そうでないと、資金の手立ては区長会からやっている中で、まちづくり協議会だけが独立してしまうと区長会との関連性が保てなくなるので、区長会をトップにした状態に上から網をかぶせるといいうイメージで話をしようと思っています。

これについては、今年度に代表区長の改選もあり新たなメンバーになるので、2月に説明をして、4月からの新メンバーに再度する準備をしている。その中で、できる規定なので、そんなに神経質にならなくてもいいのではないかという話もさせていただきます。

委員長⇒つくりたい時期が来た時に、ここで助けてもらいますという話であって、ある市のように、予算と権限と組織割などを徹底的に議論したわけではないので、将来困った時に助け合えるようにしておこうということで、今のままで不自由を感じていないのであればそれでいいと思う。では最後まで行きましょう。

事務局⇒ ～ 第7章の修正か所について説明 ～

委員長⇒何かご疑問やご意見はございますか。

委員⇒「市」に市及び議会を含めた時に、第22条第2項で「議会は、市の意思決定機関」となっているが、市及び議会の意思決定機関ということになるのでしょうか。

委員長⇒そのとおりです。

委員⇒ただ、市を市及び議会と位置付けられていたので、そこと上手く合わないような気がするのですが。

副委員長⇒市と議会を含めた地方公共団体としての「市」の意思決定機関ですから。

委員長⇒「市」の定義は、市議会及び市の執行機関ですよ。

副委員長⇒議会だけ、市の執行機関だけではなくて、それらを含めた一種の法人としての意思の決定機関ですから。

委員長⇒これで合っています。議会は市の意思決定機関です。

副委員長⇒議会基本条例をつくられているのでしたら、議会基本条例との関係を規定した条文はいらないのか。

第23条で「市政を調査し」が「市民の意思を把握し」に変わっていますが、これはむしろ逆で、市民の意思はもちろん大切ですが、議会の役割として行政がやっていることを調査するということがないと議案の修正もできないので、両方がないといけないと思います。

事務局⇒少し自治法第100条にこだわり過ぎています。特定所管事務調査が始まっていて、議会基本条例にも出てくると思うが、所管事項に対する調査を決めてやるということもやっていますので、あまりに第100条を意識したためにこういう表現に変えるのは後退しています。

委員長⇒市政調査といっても第100条に基づく調査とは限らないので、「広く市政を調査し」でいいのではないか。

事務局⇒ここは多分議会もこだわられると思います。実際に調査をやっていますので、切ってしまうとできないのかという話になってくるので。

委員⇒第20条第4項の修正案で、「前条第1項に定める権利の行使に当たっては」とありますが、情報を知る権利

に対してもこういう態度が求められるのでしょうか。

副委員長⇒情報公開制度を使って資料1万枚をコピーさせるという事例もあったので、そういうことを考えると自覚を持っていただきたいということはありませんけど。

委員⇒例えば、知る権利で見せてくださいといったときに、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりませんということですかね。

副委員長⇒そういうものを見せてくれというのが責任の行使になる場合があります。例えば、不正伝票がどこかでありましたけれども、そういう噂があった時に市を調べようというのはある程度責任を持った市民としての行動ですね。だからそれは必要ですね。

事務局⇒第2節の議会の部分については、議会との調整の中で最終修正があり得るということもご理解ください。

委員長⇒第22条から第24条までは、議会基本条例との対応を今後留意しておいてほしいということです。

例えば、議員倫理に関することも出てくると思う。第24条の議員の役割及び責務のところ、「その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければならない。又自らの倫理の向上に努めるものとする」とか議会が言っていればここに入れないといけない。

そして、細部においては、「別途条例で定める」。その条例とは何かと言うと、議会基本条例ですと。

また、議会基本条例の中に、基本規範あるいは最高規範がどのように書かれるのか見ておいてください。

事務局⇒第25条で「市長は、市の代表者として」とありますが、地方自治法上では二元代表制を採っている関係上、議会から言うと、二元代表制の片方の代表者としての自負がありますから、こう書いてしまうと抵抗があるのかなと。執行機関の代表者としてということであればいいのですが、定義でいうと「市」は執行機関と議会を両方含んでいますので。

委員長⇒自治法上、市長は、団体としての地方公共団体の唯一代表権を持つものです。議会には代表権はありません。住民の代表であることは間違いありませんが、他の地方公共団体や国に対して代表するのは市長しかできないので市の代表者としてというのは間違っていない。

委員⇒市の定義の中に市議会及び市の執行機関を含みますと書いてあると、議会筋からいくと、議会も含めた代表

ということで反発があるのではないのでしょうか。

事務局⇒常に二元代表制という話が出て、条例の制定権や修正権など二元代表制を目指して頑張っておられますので。

委員長⇒それは話が混乱しています。市民を代表するものとしては、議会と首長があります。これが二元代表制です。しかし、国に対して西脇市を代表して言わせてもらいますといったときは市長しかいません。その代表という言葉が違うのです。だから統轄しこれを代表する者として認められるということが自治法にきちんと書いてあるのです。それに対して、「俺らも同じ市民の代表だ」と言っても、それは市民の代表であって、市を代表する者ではないという、その論理が分からない人が多いのです。だから、行政が他の企業と契約するには、ある一定の金額以上は議会の議決が必要ですが、それ以外のものは全部市長の名前で契約します。だから法律的には何もおかしくありません。

あえて言うなら、「市長は、地方自治法に定められた市の代表者として」とか、「地方自治法第147条による市の代表者として」というふうに教育的に書いておけばどうですか。

委員⇒市民から見ればこれでいいと思う。いわゆる一般常識的にはこのようになると思う。

委員長⇒正確に言うと、「第三者に対する市の代表者」です。

副委員長⇒会社でも取締役会があるけれども、会社の方針を決めるのは取締役会の議決ですけれども、代表権を持っているのは代表取締役の一個人ですね。ですから、そういう議会と執行機関がある地方自治体という一つの団体の代表は市長というのが社会通念として間違いないですね。

委員長⇒気になるのであれば外して別に実害はありませんが。

事務局⇒その後段が気になっていて、「市民の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上のために権限を行使する」ということは、内部向きの話です。

これを議会筋から読むと市民の信託に我々も応えないといけない、全体の福祉向上のための権限を市長だけが行使するのではなく、我々としても行使する義務と権利があるというふうに。今言われた対外的な代表権としては市長ですが、ここで後段に謳ってあるのが内部向きの話なので、その関係から言うとどうかと思います。

事務局⇒逐条解説の4行目に「市民に選ばれた市の代表者であり」と書いてありますが、地方公共団体としての西脇市の代表であるということを強調すればどうですか。

委員長⇒第26条まで検討しましたが、残りの進捗はどうか。

事務局⇒ほとんど終わっていますが、もう少し時間が必要です。

委員長⇒検討委員会を開催しないといけないということですね。

事務局⇒できれば3月末にもう一度検討委員会を開催させていただきたいと思っています。

委員長⇒今日いただきましたご意見でもう一度修正しないといけないところがあります。第7条は、第19条との関係で余分なことを言い過ぎていないか、あるいは、第19条から見れば第7条は原案のままの方が良かったのではないかという意見もいただいています。

第13条の第3項と第4項は、その言い方で市民にわかるかなということでのこの言い方でいいのかももう一度考えてみようということです。

第16条の第1項で「市長に請求することができます」で止めているのは、市長に裁量権があるのかということと勘違いされては困るので「市長は議会に提出しなければならない」ということを加えます。

第17条は、色々と意見が出ましたが、これは、市民自治協議会、現在のまちづくり協議会と区長さんとの関係性をまとめた資料をつくって、説明を行ってからまとめる文章です。コンセンサスを得てから文章を考えても遅くはないということです。

ただ、市民自治協議会を無理やりつくれとは言っていない。将来のことを考えてこのような条文で助けてもらえるようにすればどうかということであって、今順調に機能している区長システムやまちづくり協議会の活動に横やりを入れるようなことではないので、その誤解は解いていただきたいということです。

ただ、認定団体になるということは、居住するすべての人が対象になると言うことでなければ公共団体とはみなし得ないので、その辺りのステップアップを考えないといけないということです。

これは、NPOでいう共同利益団体なのか公共利益団体なのかということと厳しい部分があって、これは住民監査請求の対象になった時でも、下手をすると敗訴する可能性もありますから、そこに補助金を出してい

たら。というのは、すべての人がサービス対象になっていない団体に助成金を出していれば、出したこと自体が住民監査請求を出された時に役所あるいは市長は大変なことになります。

次に第20条第4項はここまで言わないといけないのだろうか。「自らの行動に責任を持つ」という、このようにきついことは他にもありましたか。

事務局⇒他にも例はあります。

委員長⇒参画する時に自らの行動や発言に責任を持つのは当たり前ですけど、市政に関する情報を知る権利についても同様かということですが、ここも考えてみましょう。別に残してもいいかもしれません。

第23条第2項の「市政を調査し」というのは残すべきということ。また、「市民の意思を把握し」というのも外さなくてもいいということなので、調査・把握・機能強化の三つを並べてもいいという意見でした。

それから、議員及び議会の節については、議会基本条例と対応した条文を考えて、この細部については別に議会基本条例で定めると連携するようにすれば議会も興味を持ってもらえるのではないかと。

第25条の「代表者として」というのと後段の書きぶりについては、事務局で相談いただきたいと思います。

それでは、今後の予定ですが、いかがでしょうか。

事務局⇒庁内で残り半分の調整をしているところですが、再協議の部分もありますので、年度末までにすべてを確定することは難しいと思いますが、3月末にもう一度検討委員会を開催したいと思っています。

委員長⇒30日でよろしいでしょうか。

事務局⇒少し時間を過ぎてしまいましたが、本日の予定の協議を終えることができました。本日はありがとうございました。